

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年2月28日認可した。

令和4年3月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）赤尾池地区
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）高屋古田下所地区